

## 令和7年度福祉ボランティア活動団体助成事業募集要項

趣 旨：この要項は、亀山市社会福祉協議会福祉ボランティア活動団体助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく助成金の申請手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

応募資格：活動拠点が市内にあり、市の地域福祉の向上に意欲的な団体であること。今年度から新しく立ち上げる団体も応募できる。ただし、他の公的機関から補助金等を受けている同一事業は応募できない。

募集期間：令和7年3月14日（金）～令和7年4月15日（火）  
（受付 8:30～17:15 土、日、祝を除く）

助成金額：助成金の額は、事業費の一部または全部とする。ただし、その限度額は、1団体につき30万円以内とする。

対 象 者：亀山市ボランティアセンターに登録している団体。  
又は、これから登録しようとしている団体

対象事業：（1）福祉ボランティア活動のために必要な資機材の購入費  
（2）福祉ボランティアの育成のための講座、研修  
（3）福祉ボランティア活動のために行う調査活動  
（4）その他、地域福祉活動の目的達成に必要な事業

選考基準：（1）福祉の向上を目的とした活動が、計画的・継続的に行われていること。  
（2）繰越金が助成限度額を超えている団体については、対象外とする。  
（3）助成は原則として、会計年度とする。

申込方法：亀山市社会福祉協議会助成金交付規程に基づく所定用紙（①助成金交付申込書、②助成事業計画書及び収支予算書）に必要な事項を記入のうえ、次の書類を添え、亀山市社会福祉協議会に提出する。

（1）団体の概要調書（別紙様式1）

※記入方法等詳細については、事務局にお尋ね下さい。

実績報告：当該交付対象事業の終了後、速やかに事業実績報告をすること。

提出書類 ①実績報告書及び決算書、②活動の実績のわかるもの（写真等）、  
③領収書（コピー可）

最終提出期限 令和8年3月31日（火）まで

※ 計画変更（金額等）がある場合は、すみやかに事務局へ提出すること。

※ 支出科目については別紙「取扱基準」を参照のこと